

施設利用料助成金の交付について

1 助成対象者

次の(1)～(2)を満たす団体とします。

- (1) 綾瀬市ボランティア連絡協議会に加入している団体であること
- (2) 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会福祉ボランティアグループ助成金事業の助成金を申請していない団体であること

2 助成対象経費

助成対象者が今年度中に利用した市内公共施設の利用料です。

3 助成率

助成率は、助成対象経費の2分の1以内です。また、助成金は予算の範囲内で交付します。

4 助成限度額

- (1) 年間12,000円以内。
- (2) 助成率により算出した金額か、12,000円のうち、少ない方を助成額とします。

5 助成金の申請について

(1) 提出書類

- ア 施設利用料助成金交付申請書（第1号様式）
- イ 領収書等、施設利用料の明細が確認できるもの

(2) 申請期限

毎年度9月30日もしくは年度終了後30日以内まで ※必着
※年1回限りの申請とします。

6 交付決定までの流れ

- (1) 申請についての提出書類一式を、4月28日までに社協事務局（市役所1階10番窓口）へ提出してください。提出は、郵送でも可能です。
- (2) 書類の審査（本会事務局）
- (3) 交付の決定 ※修正を加える場合があります。
※書類の提出のあったところから、順次審査、決定をいたします。
- (4) 施設利用料助成金交付決定通知書（第2号様式）を送付。

7 助成金の請求について

(1) 提出書類

- ア 施設利用料助成金交付請求書（第3号様式）
- イ 施設利用料助成金交付決定通知書の写し
- ウ 振込先口座の通帳の写し

(2) 請求書の提出があったところから、順次助成金を交付させていただきます。

8 その他

助成事業に係る申請書等の様式は、社協事務局（市役所1階10番窓口）にて配布します。

また、本会ホームページ (<http://www.ayase-shakyo.or.jp/>) 内の「申請書等ダウンロード」から取得することも可能です。